

平成26年習志野市議会第4回定例会議案概要

(議案)

議案番号

1	予算	4件		
(1)	平成26年度習志野市一般会計補正予算(第5号)		財政課	53
(2)	平成26年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		財政課	54
(3)	平成26年度習志野市介護保険特別会計補正予算(第1号)		財政課	55
(4)	平成26年度習志野市一般会計補正予算(第4号)		財政課	76
2	新規条例	2件		
(1)	習志野市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について		高齢者支援課	56
(2)	習志野市指定介護予防支援事業者の資格及び指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の制定について		高齢者支援課	57
3	一部改正条例	6件		
(1)	習志野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		人事課	58
(2)	習志野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		人事課	59
(3)	習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		人事課	60
(4)	習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		国保年金課	61
(5)	習志野市子どもの医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について		子育て支援課	62
(6)	習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		(教)社会教育課	63
4	訴訟案件	1件		
(1)	訴えの提起について(市営住宅明渡等請求事件)		住宅課	64
5	人事案件	1件		
(1)	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて		人事課	65

6	契約案件	1件		
(1)	工事請負契約の締結について	(習志野市新庁舎建設工事)	契約検査課	6 6
7	財産案件	1件		
(1)	財産の無償貸付けについて	(習志野市立袖ヶ浦東小学校)	(教)教育総務課	6 7
8	指定管理者の指定	8件		
(1)	指定管理者の指定について	(谷津干潟自然観察センター等)	公園緑地課	6 8
(2)	指定管理者の指定について	(習志野市総合福祉センターさくらの家及びいずみの家)	高齢者支援課	6 9
(3)	指定管理者の指定について	(習志野市習志野文化ホール)	(教)社会教育課	7 0
(4)	指定管理者の指定について	(習志野市谷津コミュニティセンター)	(教)社会教育課	7 1
(5)	指定管理者の指定について	(習志野市東習志野コミュニティセンター)	(教)社会教育課	7 2
(6)	指定管理者の指定について	(習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館)	(教)社会教育課	7 3
(7)	指定管理者の指定について	(習志野市市民プラザ大久保)	(教)社会教育課	7 4
(8)	指定管理者の指定について	(習志野市新習志野公民館)	(教)社会教育課	7 5
	予算			
【再掲】	平成26年度習志野市一般会計補正予算	(第4号)	財政課	7 6

(報告) 2件

			報告番号
(1)	専決処分の報告について	(損害賠償の額の決定及び和解について)	総務課 8
(2)	習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画作成の報告について		健康支援課 9

議案第53号 平成26年度習志野市一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	554億	96万3千円
	補正額	9億9,977万1千円	
	補正後	564億	73万4千円

- (歳出概要)
- ・東習志野・実叻地域公共交通実証運行事業
 - ・社会保障・税番号制度事業
 - ・新庁舎建設工事費
 - ・障がい福祉費国県支出金過年度分返還金
 - ・生活保護費
 - ・災害復旧事業（道路）
 - ・給与改定及び決算調整による人件費

2 継続費

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設工事費	8,845,200	平成26年度	36,936
				平成27年度	959,327
				平成28年度	6,568,266
				平成29年度	1,280,671

3 繰越明許費

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	災害復旧事業（道路）	877,027

4 債務負担行為

(廃止)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
新庁舎建設事業	5年	10,998,000

議案第54号 平成26年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	1 4 9 億 7, 5 8 2 万円
	補正額	1 億 3 3 7 万円
	補正後	1 5 0 億 7, 9 1 9 万円

（歳出概要） ・ 償還金

議案第55号 平成26年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	9 6 億 8, 9 2 5 万 4 千円
	補正額	3 億 4, 6 4 8 万 8 千円
	補正後	1 0 0 億 3, 5 7 4 万 2 千円

（歳出概要） ・ 介護給付費準備基金積立金
・ 償還金

議案第76号 平成26年度習志野市一般会計補正予算（第4号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	5 5 3 億 5, 3 7 8 万 4 千円
	補正額	4, 7 1 7 万 9 千円
	補正後	5 5 4 億 9 6 万 3 千円

（歳出概要） ・ 職員給与費
・ 衆議院議員選挙

議案第56号 習志野市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第3次一括法」といいます。）の制定により、介護保険法が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準等を条例で定めることとされたことから、厚生労働省令で定められた基準をもとに、新たに条例を制定するものです。

条例で定める基準

1 人員基準

国の基準と同様とします。

2 実施に関する基準

国の基準と同様とします。

（施行期日）

平成27年4月1日から施行します。

議案第57号 習志野市指定介護予防支援事業者の資格及び指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の制定について

第3次一括法の制定により、介護保険法が改正されたことに伴い、指定介護予防支援事業者の資格及び指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を条例で定めることとされたことから、厚生労働省令で定められた基準をもとに、新たに条例を制定するものです。

条例で定める基準

1 事業者の資格

国の基準と同様とします。

2 人員、運営等に関する基準

次に掲げるもののほかは、国の基準と同様とします。

独自基準：記録の整備

介護報酬の返還請求期限に合わせ、記録の保存期間を規則で定めることとします。

（施行期日）

平成27年4月1日から施行します。

議案第 58 号 習志野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を 0.15 月分引き上げるものです。

対象年度	6 月期	12 月期
本年度	1.90 月(支給済み)	2.20 月 (現行 2.05 月)
27 年度	1.975 月 (現行 1.90 月)	2.125 月 (改正前 2.20 月)

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

平成 27 年度の期末手当については、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 59 号 習志野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を 0.15 月分引き上げるものです。

対象年度	6 月期	12 月期
本年度	1.90 月(支給済み)	2.20 月 (現行 2.05 月)
27 年度	1.975 月 (現行 1.90 月)	2.125 月 (改正前 2.20 月)

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

平成 27 年度の期末手当については、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 60 号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正するものです。

1 若年層に重点を置き、給料月額を増額改定します。

(1) 行政職給料表平均改定率 0.3%

(2) 初任給(月額)

区 分	現行	改正後
大学卒	180,800 円	182,800 円
短大卒	160,600 円	162,600 円
高校卒	146,200 円	148,200 円

2 勤勉手当を0.15月分引き上げます。

区分	対象年度	6月期	12月期
再任用以外の職員	本年度	0.675月(支給済み)	0.825月 (現行0.675月)
	27年度	0.75月 (現行0.675月)	0.75月 (改正前0.825月)
再任用職員	本年度	0.325月(支給済み)	0.375月 (現行0.325月)
	27年度	0.35月 (現行0.325月)	0.35月 (改正前0.375月)

3 交通用具(自動車等)使用者等に係る通勤手当を、距離区分に応じ引き上げます。

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用します。

平成27年度の勤勉手当については、平成27年4月1日から施行します。

議案第61号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

健康保険法施行令の改正に合わせ、条例で規定する国民健康保険の出産育児一時金の支給額を改定しようとするものです。

なお、出産育児一時金の支給総額は、規則で定める加算額を合計した「42万円」であり、変更はありません。

現 行	改正後
<u>39万円</u>	<u>40万4千円</u>

(施行期日等)

平成27年1月1日から施行し、同日以後の出産から適用します。

議案第 6 2 号 習志野市子どもの医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

通院に係る子どもの医療費等の助成についての対象を中学校 3 年生（15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者）まで拡大するため、改正するものです。

区 分		改 正 前*	改 正 後
対象年齢	通 院	<u>小学校 6 年生まで</u>	<u>中学校 3 年生まで</u>
	入 院	中学校 3 年生まで（改正なし）	

※平成 26 年 1 月 30 日までは、通院に係る医療費等の助成は、小学校 3 年生までの乳幼児・児童が対象です。

（施行期日等）

平成 27 年 8 月 1 日から施行し、同日以後の診療から適用します。

議案第 6 3 号 習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

コミュニティセンターの所管を教育委員会から市長事務部局に移管することに伴い、改正するものです。

併せて、市民プラザ大久保の所管も市長事務部局に移管し、市民プラザ大久保の設置及び管理に関してもこの条例に規定することとし、既存の「習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例」は廃止します。

（施行期日）

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 6 4 号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものです。

1 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅泉団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

2 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これらを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第65号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の委員のうち、植松 榮人（うえまつ よしひと）氏が平成26年12月26日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 船橋市新高根
氏 名 植 松 榮 人
任 期 4年

議案第66号 工事請負契約の締結について（習志野市新庁舎建設工事）

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 習志野市新庁舎建設工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）
- 3 契約金額 8,845,200,000円
- 4 契約の相手方 千葉市中央区富士見二丁目11番1号
清水建設株式会社 千葉支店
執行役員支店長 福留 信也
- 5 工事場所 習志野市鷺沼二丁目379番1
- 6 工事期間 契約日の翌日から平成30年1月31日まで
- 7 工事概要
 - (1) 市庁舎
建設面積 約3,745㎡
延べ面積 約17,890㎡
構造 鉄骨造、柱鋼管コンクリート充填工法（CFT造）
一部鉄骨鉄筋コンクリート造等
階数 地上6階、地下1階（GF）
 - (2) 土木作業員詰所
建設面積 約620㎡
延べ面積 約610㎡
構造 鉄骨造等
階数 地上1階
 - (3) その他
市庁舎周囲の庇：約370㎡（東側300㎡＋北側70㎡）
鉄骨造
駐輪場等：自転車290台（鉄骨造屋根付）、自転車25台（屋根なし）、バイク40台（鉄骨造屋根付）
 - (4) 外構
広場、駐車場（来庁者用、公用者用）、緑道整備
 - (5) 解体
第二分室、第三分室、体育館、北校舎、教育委員会、保健会館別館、仮設倉庫等

議案第67号 財産の無償貸付けについて（習志野市立袖ヶ浦東小学校）

（仮称）千葉県立習志野特別支援学校小学部の開設に伴い、小学校用地及び校舎の一部を無償で貸し付けるものです。

1 貸付けに供する行政財産の表示

- (1) 所在地 習志野市袖ヶ浦五丁目11番1号
- (2) 数量 土地 1,003.73平方メートル
（袖ヶ浦東小学校用地の一部）
建物 1,827.74平方メートル
（袖ヶ浦東小学校校舎の一部）

2 貸付けの目的 （仮称）千葉県立習志野特別支援学校小学部の開設

3 貸付料 無償

4 貸付期間 平成27年4月1日から5年間。ただし、5年ごとに更新することができるものとする。

5 貸付けの相手方 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県教育委員会
教育長 瀧本 寛

議案第68号 指定管理者の指定について（谷津干潟自然観察センター等）

（公の施設の名称）

谷津干潟自然観察センター、谷津干潟公園センターゾーン及び谷津干潟公園駐車場

（指定管理者）

谷津干潟ワイズユース・パートナーズ

代表者 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

西武造園株式会社

代表取締役 林 輝 幸

構成員 東京都東村山市栄町二丁目28番5号

特定非営利活動法人 生態教育センター

理事 小河原 孝 生

構成員 千葉市中央区都町33番地の1

林造園土木株式会社

代表取締役 林 正 夫

（指定の期間）

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

議案第69号 指定管理者の指定について（習志野市総合福祉センターさくらの家及びいずみの家）

（指定管理者）

習志野市秋津三丁目4番1号
社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会
会長 海 寶 嘉 胤

（指定の期間）

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで（4年間）

議案第70号 指定管理者の指定について（習志野市習志野文化ホール）

（指定管理者）

習志野市谷津一丁目16番1号
公益財団法人 習志野文化ホール
理事長 松 盛 弘

（指定の期間）

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

議案第71号 指定管理者の指定について（習志野市谷津コミュニティセンター）

（指定管理者）

習志野市谷津五丁目16番33号
習志野市谷津コミュニティセンター運営委員会
委員長 太 田 想 三

（指定の期間）

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで（2年間）

議案第72号 指定管理者の指定について（習志野市東習志野コミュニティセンター）

（指定管理者）

習志野市東習志野三丁目1番20号
習志野市東習志野コミュニティセンター運営委員会
委員長 海老原 金 雄

（指定の期間）

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで（2年間）

議案第73号 指定管理者の指定について（習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館）

（指定管理者）

習志野市本大久保三丁目2番1号

習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館運営委員会

委員長 小 倉 進

（指定の期間）

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで（2年間）

議案第74号 指定管理者の指定について（習志野市市民プラザ大久保）

（指定管理者）

習志野市大久保四丁目2番11号

一般社団法人 あったか大久保ひろば

代表理事 岡 田 光 正

（指定の期間）

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで（2年間）

議案第75号 指定管理者の指定について（習志野市新習志野公民館）

（指定管理者）

東京都中央区銀座四丁目12番15号

株式会社オーエンス

代表取締役 大 木 一 雄

（指定の期間）

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3年間）

議案第76号 平成26年度習志野市一般会計補正予算（第4号）

2ページ参照

報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法第180条第1項の規定により、和解について、専決処分したので報告するものです。

1 市所有自動車の物損事故

1 事件の概要	平成26年7月19日、習志野市津田沼四丁目10番8号において、ごみ集積所付近に停止しようとした際、車間距離を誤り本市車両が建物の壁面に接触した物損事故。
2 担当課	環境部 クリーンセンター業務課
3 和解の条件等	市は相手方に対し、修理費の10割に当たる49,680円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。
4 専決処分日	平成26年10月10日

2 橋りょう高架部の不良による事故

1 事件の概要	平成26年8月21日、習志野市袖ヶ浦二丁目4番地先の市道00-006号線において、橋りょう高架部の排水パイプ接続部のコンクリート片が落下し、駐車中の車両の後部ガラス及び屋根が損傷した物損事故
2 担当課	都市整備部 道路交通課
3 和解の条件等	市は相手方に対し、修理費の10割に当たる356,016円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。
4 専決処分日	平成26年10月7日

報告第9号 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画作成の報告について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成したので、同条第6項の規定により報告するものです。

策定内容

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするという目的を達成するための具体的な対策について、計画を作成しました。